

条例前文案

- ・すべての子どもは、大きな可能性を持ったひとりのかけがえのない存在として、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。
- ・石狩市の未来を担う子どもたちは、自分らしくすこやかに成長していくために、次のことを願っています。

命が守られ、自分らしく成長したい
住むところや食べるものに困らず、いつまでも健康で暮らしたい
安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
親に責任を持って育ててほしい
いじめや暴力、差別をなくしたい
子どもが不当に扱われないように、子どもの権利を知ってほしい

- ・子どもは豊かな自然と歴史の中で遊びと学びを積み重ねながら、自分の考えを持ち、意見を表明することで社会に参加します。その経験をとおして自分が大切にされていることを実感し、同じように相手を尊重する思いやりを身につけます。
- ・大人は、愛情を持って子どもを守り育て、心豊かで安心できる環境をつくり、子どもの個性を認め、意見を大切にし、あらゆる差別や不利益を受けることのないよう、子どものために何が最も良いことかをいちばんに考える責任があります。
- ・わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりをすすめるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。
- ・石狩市は、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、子どもがいつも笑顔で暮らせる「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、みんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

■条文解説

前文は、条例を制定する趣旨や目的などを示すもので、条例の理念を強調するメッセージとして、制定の決意を表明する内容としています。

石狩市の条例では、石狩市自治基本条例（平成20年条例第1号）、石狩市議会基本条例（平成27年条例第1号）などで、前文が規定されています。

石狩市では、平成6年に国が批准した児童の権利に関する条約の4つの原則を具現化するため、市の子ども施策をまとめた行動計画を策定し、子どもの健やかな成長を支えるさまざまな取組を進めてきました。

また、自らに権利があるように、周りの人にも権利があることを学び、互いに尊重し合うという根本的な意識の醸成を進めてきました。国は令和5年に、子ども施策を総合的に推進するための基本理念をとして「こども基本法」を制定し、それぞれの自

治体における子どもの状況に合わせた施策を実施する責務などについて示しており、これまで本市においても市民団体と一緒に地域ぐるみで子育てしやすいまちづくりを進めてきたなかで、その理念を共有するために条例を制定します。

前文は6つの段落で構成され、前半の4つの段落で、子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、個性が認められ、自分らしく生きる権利を持ち、自分の意志を持って成長していくことができるという基本的な考えを示しています。また、枠内には令和5年度に実施したワークショップやアンケート調査で得られた子どもたちの言葉を示しており、これはこの条例が、子どもたちの思いも合わせて作成されたことを表しています。さらに、子どもは、石狩の豊かな自然にふれあい、北前船やニシン漁、鮭文化、地域の史跡などの長い歴史から学ぶ過程で成長し、意見の表明を通じた社会参加により自尊心と他者を思いやる気持ちを育んでほしいという理想を示し、そのために、親や地域など、子どもをとりまく大人は、子どもを守る環境をつくる責任があるとしています。

後半の2つの段落では、石狩市には他者を認め合う手話条例や協働によるまちづくりを基本とする自治基本条例、全国に先駆けて制定された市民の声を活かす条例という特色があるなかで、社会に参加してほしいということ、さらに、将来にわたり、子どもの権利が尊重される地域社会をつくっていくという認識のもと、この条例を制定することで子どもの権利の保障を進め、子どもを中心にした明るく住みやすいまちづくりへの決意を示しています。